

亀山市立図書館運営業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、図書館の運営業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により契約候補者を選定するために必要な事項について定めるものとする。

2 業務の概要

- (1) 業 務 名 亀山市立図書館運営業務委託
- (2) 業務内容 別紙「亀山市立図書館運営業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 14 年 3 月 31 日まで
ただし、契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までは運営業務委託準備期間とする。
- (4) 業務場所 亀山市立図書館
亀山市御幸町 318 番地 1
- (5) 契約上限金額 344,740,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
ただし、令和 9 年度の上限金額は、68,948,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 亀山市契約規則（平成 18 年亀山市規則第 5 号）第 2 条第 5 項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 過去 3 年間（令和 5 年度から令和 7 年度まで）に、公共図書館における運営業務を業務委託として受託した実績を有すること。
- (4) 令和 8 年 10 月 1 日現在、亀山市と同等以上の人口規模（約 5 万人以上）又は蔵書冊数（20 万冊以上）の公共図書館において、本業務と同種の受託実績を有すること。
- (5) 亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱（平成 17 年亀山市告示第 6 号）による資格（指名）停止を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。ただし、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者を除く。
- (7) 市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

- (8) 事業の代表者、役員（執行委員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

4 担当部署

亀山市教育委員会事務局図書館

〒519-0155

三重県亀山市御幸町318番地1

電話：0595-82-0542

ファクス：0595-82-0554

電子メールアドレス：kameyam-lib@city.kameyama.mie.jp

5 事前説明会の開催（参加は任意）

本プロポーザルに係る事前説明会を次のとおり開催する。

(1) 開催日時

令和8年11月9日（月）午後2時から午後3時

(2) 開催場所

亀山市立図書館1階多目的室

(3) 参加方法

令和8年11月6日（金）午後5時までに、「事前説明会参加申込書」（様式1）に必要事項を記載し「事前説明会参加希望（社名）」というタイトルで電子メール（亀山市立図書館 メールアドレス kameyama-lib@city.kameyama.mie.jp）により、提出すること。

なお、電子メールの送信後、すみやかに到達の有無を電話で亀山市立図書館（電話番号 0595-82-0542）に確認すること。

参加については1事業者につき2名までとする。

6 実施要領等の交付

(1) 交付期間

令和8年10月30日（金）から11月30日（月）まで（休館日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 交付方法

亀山市立図書館ホームページからのダウンロードとする。

(3) 交付書類

ア 亀山市立図書館運営業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「要領」という。）

イ 亀山市立図書館運営業務委託仕様書

7 プロポーザル参加意思表明書等の提出

参加希望者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 提出書類
- | | |
|------------------------------------|-----|
| ①プロポーザル参加意思表明書（様式 2） | 1 部 |
| ②業務実績調書（様式 3） | 8 部 |
| ③会社概要（様式 4）及び会社パンフレット | 8 部 |
| ④納税証明書（公告日から起算して 6 月以内に発行されたもの）の写し | 1 部 |
- (2) 提出期間 令和 8 年 1 0 月 3 0 日（金）から 1 1 月 3 0 日（月）まで（休館日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで
- (3) 提出場所 4 の担当部署とする。
- (4) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留又は書留に限る。）とする。

8 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 企画提案書作成上の留意事項

本プロポーザルは業務における取組み方法について提案を求めるものであり、当該業務内容についての文章を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図の使用は可能である。業務に係る作業は、亀山市との契約後に、企画提案書に記載された内容を反映しつつ、仕様書及び亀山市が提示する資料に基づいて、協議のうえ開始することとする。

(2) 企画提案書記載上の留意事項

- ア 企画提案は、文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記述すること。
- イ 視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限な範囲においてのみ認める。
- ウ 企画提案書は、定められた様式に従い記載し提出すること。書類サイズは原則 A4 版とし、使用する文字の大きさは 10.5 ポイント以上とするが、図表等では他のポイントを使用してもよい。

9 企画提案書の作成要領

企画提案書の様式は、次に示すとおりとする。

(1) 企画提案書（様式 5）

- ① 業務実施体制
- ② 図書館運営に対する基本的な考え方
- ③ 図書館サービス向上に対する考え方
- ④ 危機管理体制

(2) 参考見積及び見積金額内訳書（任意様式）

10 企画提案書等の提出方法

本プロポーザルに参加意思表明した者で企画提案書等を提出しようとする者（以下「企画提案者」という）は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 提出書類 ①企画提案書

②参考見積及び見積金額内訳書

※提出された参考見積及び見積金額内訳書は評価資料とするが、本プロポーザルに係る契約金額算定上の根拠となるものではない。

(2) 提出部数 8部

※A4サイズ・縦長・左綴(2穴)ファイリングにより提出すること。

(3) 提出期間 令和8年11月16日(月)から12月9日(水)まで(休館日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(4) 提出場所 4の担当部署とする。

(5) 提出方法 持参又は郵送(簡易書留又は書留に限る。)とする。

1.1 提出された企画提案書等の取扱い

(1) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルにおける契約候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合は、「亀山市情報公開条例(平成17年亀山市条例第19号)」に基づき、同条例第13条第1項または第2項による意見書提出の提案及び提出書類を提案者と協議の上公開する場合があるものとする。

(2) 提出された企画提案書等は、返却しない。

(3) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

1.2 質問の受付及び回答

本要領等の内容に質問がある場合は、質問書(様式6)を提出すること。ただし、評価及び審査に関する質問や提案内容に関する質問は受け付けない。

(1) 提出期間 令和8年11月9日(月)から16日(月)まで(休館日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所 4の担当部署とする。

(3) 提出方法 質問内容を簡潔にまとめて質問書に記入し、電子メールにより提出すること。電子メールの送信後、すみやかに到達の有無を電話で亀山市立図書館(電話番号 0595-82-0542)に確認すること。

※口頭での質問は受け付けない。

(4) 回 答 令和8年11月24日(火) 予定

亀山市立図書館ホームページ上に掲載するので、質問の有無に関わらず確認すること。

1.3 評価の方法及び契約候補者の選定

提出された企画提案書等について、「亀山市立図書館運営業務委託プロポーザル事業者選定委員会」において次のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として選定する。

(1) 審査(プレゼンテーション、ヒアリング)

日程 令和9年1月12日（火）

時間、場所及び留意事項等については別途通知する。

なお、出席者は4名以内とし、一者あたり45分程度（説明30分以内、質疑15分程度）を予定している。

（2） 審査項目及び評価基準

別紙「亀山市立図書館運営業務委託 審査項目及び評価基準」のとおり

（3） 契約候補者の選定

ア 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を契約候補者として選定する。

イ 提案者が一者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。

ウ 「亀山市立図書館運営業務委託プロポーザル事業者選定委員会」各委員の持ち点（500点）を合算した値（満点）の5割を最低基準点とし、各委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない者は、契約候補者として選定しない。提案者が一者の場合は、審査項目「7. 見積金額」を除く持ち点（450点）を合算した値の7割を最低基準点とする。

エ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者（最低基準点を満たしている者に限る。）を新たな契約候補者として手続を行うものとする。

オ 各委員の合算した評価点が同点だった場合は、審査項目の「1. 業務実施体制」において評価が高い企画提案書を優先とし、その項目も同点だった場合は、評価表の各得点を参考に選定委員の合議により契約候補者を選定する。

1.4 選定結果の通知

選定結果は、決定後にプロポーザル参加者全員に通知する。審査の結果、選定されなかった者は、亀山市業務委託等プロポーザル方式契約実施要領第7条の規定に基づき、その理由について説明を求めることができる。

1.5 無効となる企画提案書等

次に該当する提案は、無効とする。

- （1） 実施要領に示した提案資格を有しない者の提案
- （2） 企画提案書等に虚偽の記載をした者の提案
- （3） 実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
- （4） 見積金額が契約上限金額を超える提案
- （5） 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

1.6 契約の締結

- （1） 本プロポーザルによって契約候補者を選定し、当該業務に係る見積書徴取の相手方とする。
- （2） 契約条項及び業務仕様は、選定した契約候補者の企画提案書による提案内容について契約上限金額の範囲内で協議し、確定するものとする。

- (3) 契約候補者が契約締結までに次のいずれかにより契約が不可能となった場合は、次点の者から順に繰り上がるものとする。

ア 「3 参加資格要件」に記載した要件のいずれかを満たさなくなったとき

イ 提案資格または提案内容が無効となったとき

ウ その他事故等の特別な事由により契約が不可能と認められるとき

17 その他

- (1) プロポーザル参加意思表明書(様式2)を提出後に参加を辞退する場合は、辞退届(様式7)を持参(午前9時から午後5時まで(休館日を除く。))又は郵送により速やかに提出すること。
- (2) プロポーザルに係るすべての費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出後のプロポーザル参加意思表明書及び企画提案書等の修正、差し替え、追加、削除又は変更は、認めないものとする。
- (4) 電子メール等の通信事故について、亀山市は一切の責任を負わないものとする。
- (5) 選定結果通知をした日から契約締結の日までの期間において、契約候補者となった者が「亀山市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。なお、この場合、亀山市は一切の損害賠償の責を負わない。
- (6) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、亀山市建設工事等に係る資格(指名)停止措置要綱の規定による資格(指名)停止又は契約等の相手方となるものから当分の間排除する措置を行うことがある。
- (7) 契約の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者に報告するとともに警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。

18 スケジュール（予定）

日 程	内 容
令和8年10月30日（金）	公告及び実施要領等の交付開始
11月 6日（金）	事前説明会参加申込受付期限
11月 9日（月）	事前説明会
11月16日（月）	実施要領及び仕様書等に関する質問書の提出期限
11月24日（火）	実施要領・仕様書等の提出に関する質問への回答
11月30日（月）	参加意思表明書の提出期限
12月 9日（水）	企画提案書等の提出期限
令和9年 1月12日（火）	プレゼンテーション、ヒアリング
1月18日（月）	結果通知（予定）